

# 別冊資料

# 釜石市国民健康保険の現況について

## 資料1

① 被保険者数 (R4.1末現在) 6,896人 (前年度末対比  $\Delta$ 193人、2.58%減)

市全体人口 31,345人 (国保加入者比率 22.0%)

② 国保世帯数 (R4.1末現在) 4,844世帯 (前年度末対比  $\Delta$ 146世帯、2.92%減)

市全体世帯数 15,881世帯 (国保世帯比率 30.5%)

③ 一人当たり医療費 (R2年度) 488,771円 (前年度対比 +910円、0.18%増)

※県内ワースト1位

④ 保険税収納率 (R2年度) 96.29% (前年度対比 0.62ポイント減)

⑤ 特定健診受診率 (R2年度) 28.6% (前年度 37.1%) ※R2年度は、コロナ感染症対策のため、

日程短縮・延期している

# 令和4年度当初予算(案)

## 資料2

(単位 千円)

歳入	令和4年度	令和3年度	前年度比較
	当初予算額 A	当初予算額 a	差引 A-a
①国民健康保険税	513,047	473,396	39,651
②使用料及び手数料	400	400	0
③県支出金	3,290,879	3,494,847	△ 203,968
④財産収入	501	501	0
⑤一般会計繰越金	334,392	325,411	8,981
⑥財政調整基金繰入金	8,767	1,984	6,783
⑦諸収入	7,972	8,225	△ 253
歳入合計	4,155,958	4,304,764	△ 148,806

①国保税は、税率改正により前年度と比較し、3,965万1千円の増収見込み。

③県支出金は、普通交付金のうち、医療給付費の減少見込分3,260万円、特別交付金のうち、一部負担金免除措置終了に伴う国及び県負担分1億5,365万円の減少等により、△2億396万8千円の減少見込み。

⑥財政調整基金繰入金は、国保税の増収と、激変緩和措置特例により、負担軽減されているが、なおも不足する財源確保のため、876万7千円を計上します。

歳出	令和4年度	令和3年度	前年度比較
	当初予算額 A	当初予算額 a	差引 A-a
①総務費	100,200	97,396	2,804
②保険給付費	3,221,626	3,376,488	△ 154,862
③国民健康保険事業費納付金	783,000	780,171	2,829
④共同事業拠出金	5	5	0
⑤保健事業費	43,827	42,404	1,423
⑥基金積立金	500	500	0
⑦諸支出金	6,800	7,800	△ 1,000
歳出合計	4,155,958	4,304,764	△ 148,806

②保険給付費は、被保険者の減少等により、合計△1億5486万2千円の減少見込み。

③国民健康保険事業費納付金は、県から示された納付金額であり、282万9千円増で見込みます。

⑤保健事業費は、R3年度にコロナ禍で健診の受診控えがみられたが、受診者数の回復を見込み、その他保健事業と合算し142万3千円の増加見込み。

## 令和 4 年度予算の主要事業

## 1 国民健康保険税賦課事業 5,786千円 (総務費/徴税费/賦課事業)

国民健康保険税の賦課にかかる事業です。

## 《主な内訳》

- 通信運搬費 556千円
- 賦課計算委託料 5,200千円 等

## 2 国民健康保険税徴収事業 14,079千円 (総務費/徴税费/徴収事業)

国民健康保険税の徴収にかかる事業です。

## 《主な内訳》

- 役務費 コンビニ収納ほか収納手数料等 2,485千円
- 賃借料 滞納管理システム等 7,526千円 等

## 3 療養給付費 2,816,412千円 (保険給付費/療養諸費/一般・退職)

保険医療機関等から請求される療養の給付に関する費用を国保連が審査し、保険者(市町村)が請求により支払うものです。

## 《主な内訳》

- 一般被保険者診療報酬保険者負担金 2,816,132千円
- 退職被保険者等診療報酬保険者負担金 280千円

## 4 療養費 14,886千円 (保険給付費/療養諸費/一般・退職)

柔整による施術、治療用装具等にかかる療養費を支給するものです。

## 《主な内訳》

- 一般被保険者療養費保険者負担金 14,836千円
- 退職被保険者等療養費保険者負担金 50千円

## 5 高額療養費 372,562千円 (保険給付費/高額療養費/一般・退職)

同じ月内に、自己負担限度額を超えて一部負担金を支払ったときに、高額療養費として支給するものです。

## 《主な内訳》

- 一般被保険者高額療養費 371,888千円
- 退職被保険者高額療養費 164千円 等

6 出産育児一時金 8,410千円 (保険給付費/出産育児一時金)

被保険者の出産の際に、出産一時金を支給するものです。

1件当り408,000円+産科医療保障制度掛金12,000円=420,000円(令和4年1月1日改正)

《主な内訳》

- 出産育児一時金 8,400千円
- 審査手数料 10千円

7 葬祭費 2,550千円 (保険給付費/葬祭費)

被保険者の死亡に対し、喪主の方へ支給するものです。

1件当り30,000円

《主な内訳》

- 葬祭費 2,550千円

8 国民健康保険事業費納付金 783,000千円 (国民健康保険事業費納付金)

国保の財政主体となる県から示される納付金額を、国保税等の財源から納付するものです。

《主な内訳》

- 医療給付費分 560,000千円
- 後期高齢者支援金分 165,000千円
- 介護分 58,000千円

9 特定健康診査等事業 36,803千円 (保健事業費/特定健康診査等事業費)

生活習慣病予防のため、平成20年度から保険者へ義務付けられた健康診査事業です。特定保健指導等により改善を図っていくものです。

《事業内容》

- 特定健康診査
- 特定保健指導
- 若年者健康診査
- 特定健診未受診者対策事業
- スポーツジム連携運動指導事業 等

10 保健事業 7,024千円 (保健事業費/保健事業費)

市保健活動事業への支援事業です。

《事業内容》

- 減塩教室事業
- 禁煙チャレンジ事業
- 糖尿病性腎症重症化予防事業

# 国民健康保険財政調整基金保有状況

※灰色セルは税率改正の年度

年度	積立額	(内:預金利息分)	取崩額	残額
10	2,466,248	2,466,248	135,000,000	488,619,310
11	962,867	962,867	80,000,000	409,582,177
12	34,499,000	676,539		444,081,177
13	169,449	169,449		444,250,626
14	88,603	88,603	11,000,000	433,339,229
15	87,673	87,673	44,999,000	388,427,902
16	106,898,000	79,778		495,325,902
17	23,252,000	95,540		518,577,902
18	81,963,000	540,542		600,540,902
19	95,582,000	1,378,177		696,122,902
20	92,243,000	1,325,994		788,365,902
21	599,103	599,103		788,965,005
22	356,271	356,271		789,321,276
23	388,023	388,023		789,709,299
24	352,980	352,980		790,062,279
25	500,000	500,000	20,000,000	770,562,279
26	1,184,434	1,184,434	50,000,000	721,746,713
27	999,578	999,578		722,746,291
28	548,548	548,548		723,294,839
29	236,810	236,810	100,000,000	623,531,649
30	244,905	244,905	100,000,000	523,776,554
R1	8,193,043	30,454	110,000,000	421,969,597
R2	12,781,163	300,918	30,000,000	404,750,760

※令和3年度の状況(見込)

	予算上取崩額	残額
当初予算	1,984,000	402,766,760
9月補正予算	0	402,766,760
12月補正予算	447,000	402,319,760
3月補正予算	2,208,000	400,111,760
	4,639,000	

# 国民健康保険税の課税限度額の見直し(案)

## 改正案

令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について、課税限度額を引き上げる。

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を65万円(現行:63万円)に引き上げ。
  - ② 後期高齢者支援助金等課税額に係る課税限度額を20万円(現行:19万円)に引き上げ。
- ※ 介護納付金課税額に係る課税限度額は17万円のまま据え置き。

## <イメージ> R4年度分～

